

別府市いじめ防止基本方針

平成26年3月

別府市・別府市教育委員会

(平成30年5月24日一部改定)

目 次

はじめに	1 (法第 1 条)
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	1 (法第 2 条)
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3 (法第 3 条)
3 教職員の意識	3
4 いじめの理解	4
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携	5
(5) 関係機関との連携	5
6 いじめの防止等に向けた方針	5
(1) 別府市として	5
(2) 別府市教育委員会として	5
(3) 別府市立小中学校として	6
(4) 保護者として	6
(5) 子供として	6
7 いじめ防止対策推進法の周知	6 (法第 4、6～9 条)
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
□ 取組の全体構想	7
1 別府市の取組	8
(1) 別府市いじめ問題調査委員会の設置	8 (法第 30 条)
2 別府市教育委員会の取組	9
(1) 別府市いじめ対策連絡協議会の設置	9 (法第 14 条)
(2) 別府市いじめ対策委員会の設置	9 (法第 14 条、28 条)
(3) いじめの防止	10 (法第 15 条)
(4) いじめの早期発見	11 (法第 16 条)
(5) いじめに対する措置	11
(6) 学校評価、学校運営改善の実施	11
3 別府市立小中学校の取組	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	12 (法第 13 条)
(2) 学校いじめ対策組織 (校内いじめ防止等対策委員会) の設置	12 (法第 22 条)
(3) いじめの防止	12
(4) いじめの早期発見	13
(5) いじめに対する措置	13 (法第 23 条)
(6) いじめの解消	13
(7) 関係機関との連携	14
(8) インターネット上のいじめへの対応	14
(9) 学校評価、学校運営改善の実施	14
III 「重大事態」への対処	
1 別府市教育委員会又は別府市立小中学校による調査	15
(1) 重大事態の発生と調査	15 (法第 28、23～25 条)
(2) 調査結果の提供及び報告	19 (法第 28 条)
2 調査結果の報告を受けた別府市長による再調査及び措置	19 (法第 30 条)
(1) 再調査	19
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	20
IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	20
(参考資料)	
□ いじめ (重大事態を含む) 発生時の対応 概要フロー図	21

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。つまり、いじめは決して許される行為ではなく、いじめを受けている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行っている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導する必要があります。

いじめを防止するためには、市民全員が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築いていく一員であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも様々な取組が行われてきました。

しかしながら、いまだ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

そこで、別府市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、平成26年3月国の基本方針を参考にして、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「別府市いじめ防止基本方針」（以下「別府市基本方針」という。）を策定しました。この「別府市基本方針」では、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて、市全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての児童生徒の健全育成及びいじめのない「子供社会」の実現を方針の柱にしています。

法附則第2条第1項には、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、このたび、国（平成29年3月14日）と県（同年10月18日）の基本方針が改定されました。これを受けて、別府市でも、別府市基本方針を改定することとしました。

別府市立小中学校においては、改定後の別府市基本方針を参酌して、これまでの「学校いじめ防止基本方針」を一部見直し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

「いじめ防止対策推進法」の目的は次のように定められています。

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条第1項において次のとおり規定されており、別府市はこれを踏まえ

て取り組むものとする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に規定されている学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。 など
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れてもらえない。

- ・席を離される など。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して格闘系の技をかけられる。 など
 - 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅かされ、お金を取られる。
 - ・靴に画鋲やガム、ゴミ等を入れられる。
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。 など
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。 など
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される。 など
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

別府市においては、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

3 教職員の意識

学校教育に携わる全ての関係者は、いじめの未然防止に向けて、「いじめは人権を侵害する行為で決して許されない行為である」ことを児童生徒にしっかりと指導し、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていくことが必要である。また、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものであること」さらに「いじめは人の命に関わる問題であること」という認識を持つことが大切である。そして、いじめに苦しんでいる児童生徒のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決を心がけなければならない。

4 いじめの理解

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうること」を踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する必要がある。

更には、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や別府市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知ら

せてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認したうえで、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や別府市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や別府市教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や別府市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や別府市教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6 いじめの防止等に向けた方針

(1) 別府市として

- ① 法第14条第1項に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「別府市いじめ対策連絡協議会」を設置する。
- ② 法第14条第3項に基づき、近年の解決困難ないじめ問題の増加やいじめによる重大事態の発生増加を受け、より速やかに事態の対処に当たり、同種事態の発生防止に資するため、事実関係の調査といったいじめ防止に関する対策を行う組織を常設化するべく、別府市教育委員会の附属機関として、「別府市いじめ対策委員会」を設置する。
- ③ 別府市立小中学校又は別府市教育委員会が行った、いじめの重大事態の調査結果について、別府市長が必要があると認めた場合に、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うため、「別府市いじめ問題調査委員会」を設置する。

(2) 別府市教育委員会として

- ① 別府市基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し実施する。
- ② いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の整備及び学校、家庭、地域、関係機関等との連携の強化等、その他必要な体制の整備に努める。
- ③ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、

適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。

- ④ 児童生徒が安心して生活できるよう、いじめの防止等に向けて必要な啓発を行う。

(3) 別府市立小中学校として

- ① 教育活動全体を通して、誰もが安心して生活できる学校づくりを目指す。
- ② 児童生徒が主体となっていじめのない「子供社会」を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ 「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する等、学校の組織全体で児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

(4) 保護者として

- ① どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② 子供のいじめを防止するために、学校や地域など子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ③ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は連絡、通報する。

(5) 子供として

- ① 自分自身の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対する思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

7 いじめ防止対策推進法の周知

特に、次の法第4条及び第6条から第9条の周知徹底を図る。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

□ 取組の全体構想

	別府市	市教委	学校	児童生徒	保護者	地域	備考	
年間	別府市いじめ問題調査委員会	別府市いじめ対策連絡協議会	学校いじめ対策組織					
		別府市いじめ対策委員会	学校いじめ調査委員会					
	「いじめ防止基本方針」のHP掲載広報・「いじめ防止基本方針」の周知							
	別府市総合教育センター電話・来所・訪問相談							
	SC・SSW・SSの派遣							
		要保護児童対策地域協議会					要保護児童対策地域協議会	
		生徒指導主事会(中)						
		人権教育主任会						
		互見授業の実施						
		人権教育・道徳教育の充実						
		体験活動の充実						
		児童会・生徒会活動の充実						
		学校公開						
		コミュニティ・スクールの推進						
1学期	いじめの防止等への取組説明							
	相談窓口の周知							
		道徳教育、学級活動の充実						
		生活指導主任会(小)						
		生徒指導研究会(幼小中)						
		不登校等担当者会議(小中)						
		学校・警察連絡協議会						
		いじめに関するアンケート						
		教育相談週間						
		生徒指導研究会(幼小中)						
		インターネット利用に関するアンケート調査						
		愛のパトロール						
		青少年の非行・被害防止全国強調月間						
		人権作文・標語・ポスター						
	学校評価							
	生徒指導研究会夏季研修会(幼小中)							
	別府市教育講演会				別府市教育講演会			

	別府市	市教委	学校	児童生徒	保護者	地域	備考	
2学期		夏休み後の生活アンケート						
			道徳教育、学級活動の充実					
		学校公開月間						
		子供・若者育成支援強調月間						
		いじめに関するアンケート						
			教育相談週間					
		生活指導主任会（小）						
		生徒指導研究会（幼小中）						
		児童生徒理解教育講演会			児童生徒理解教育講演会			
		人権週間						
	愛のパトロール							
3学期		冬休み後の生活アンケート						
			道徳教育、学級活動の充実					
		いじめに関するアンケート						
			教育相談週間					
		生活指導主任会（小）						
		不登校等担当者会議（小中）						
		生徒指導研究会（幼小中）						
	学校評価							
備考								

1 別府市の取組

(1) 別府市いじめ問題調査委員会の設置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 別府市いじめ問題調査委員会の設置

法第30条第2項の規定により、別府市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

② 調査委員会の事務

調査委員会は、市長の求めに応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。

③ 調査委員会の委員

委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

ア 弁護士

イ 医師

ウ 学識経験者

エ 心理又は福祉の専門家

オ 人権擁護委員

カ その他市長が必要と認める者

2 別府市教育委員会の取組

(1) 別府市いじめ対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

① 別府市いじめ対策連絡協議会の設置

別府市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「別府市いじめ対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を置く。

② 連絡協議会の所掌事務

- ア いじめに関する施策の効果的推進に関すること。
- イ いじめ事案に対する指導及び援助に関すること。
- ウ 連絡協議会を組織する機関及び団体相互の情報交換に関すること。
- エ その他連絡協議会の目的達成に必要な事項

③ 連絡協議会の構成

- ア 大分県中央児童相談所
- イ 大分地方法務局
- ウ 大分県警察
- エ 別府市立学校
- オ 福祉保健部子育て支援課
- カ 教育委員会
- キ その他教育委員会が必要と認める機関及び団体

(2) 別府市いじめ対策委員会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条第3項

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 別府市いじめ対策委員会の設置

法第14条第3項の規定により、別府市いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

② 対策委員会の事務

ア いじめの防止等のための対策について審議すること。

イ 法第24条に規定する事案について調査すること。

ウ 法第28条第1項に規定する重大事態について調査すること。

③ 対策委員会の委員

委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

ア 弁護士

イ 医師

ウ 学識経験者

エ 心理又は福祉の専門家

オ 人権擁護委員

カ その他教育委員会が必要と認める者

(3) いじめの防止

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

① 全ての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育、体験活動等の一層の充実を図る。

② わかる授業の推進、全ての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫を図る。

③ 児童会・生徒会活動等において、児童生徒の主体的な活動の推進を図る。

④ 生徒指導主事会（中学校）、生活指導主任会（小学校）、生徒指導研究会（幼稚園、小学校、中学校）において、教職員の資質能力の向上のための研修会を実施する。

⑤ 生徒指導研究会にていじめの防止等に向けた研究主題を設定し、その取組の推進を図る。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を図る。

⑦ 保護者、一般市民を対象に、いじめの防止等に向け広報活動を行う。

(4) いじめの早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

- ① 「いじめに関するアンケート」（6月、11月、2月）を実施する。
- ② 4月に、別府市総合教育センターの相談電話の周知を図るため、カードを全園児・児童・生徒に配布するとともに、一般市民向けに公民館等への配置及び市報への掲載を行う。
- ③ 児童生徒・保護者を対象に、いじめ等の相談活動を行うスクールサポーターを小中学校に派遣する。
- ④ 別府市総合教育センターにおいて、児童生徒、保護者及び教職員がいじめに係る電話相談・来所相談を行うことができる体制を整備する。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめが発生した場合には、その状況に応じて、学校へ指導主事等を派遣し、必要な指導、助言、支援、調査等を行い、いじめの解決のための対応に当たる。
 - ア いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、心のケアについて、適切な支援等の指導、助言を行う。
 - イ いじめを行った児童生徒に対して、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導するための必要な措置等の指導、助言を行う。
- ② いじめの状況に応じて、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向を配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校へ指導、助言する。

(6) 学校評価、学校運営改善の実施

- ① いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するよう学校に必要な指導、助言を行う。
 - ア 児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標をたて、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう指導、助言を行う。
 - イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況をアンケート等により客観的に把握するよう指導、助言を行う。
- ② 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の活用により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、学校と地域、家庭の組織的な連携・協働を推進する。

3 別府市立小中学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法第13条の規定により、別府市立小中学校は、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定める。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施状況について、アンケートを実施するなどして、具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ② 学校基本方針を学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民に知らせるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校いじめ対策組織(校内いじめ防止等対策委員会)の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条の規定により、別府市立小中学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を、実効的・組織的に行うため、中核となる「学校いじめ対策組織(校内いじめ防止等対策委員会)」(以下「校内対策委員会」という。)を置く。

具体的な役割は以下のとおりとする。

- ① 未然防止
 - ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ② 早期発見・事案対処
 - ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口の明確化
 - イ 情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ウ 組織的な対応方針の決定
- ③ 学校基本方針に基づく各種取組
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - イ いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ウ 学校基本方針の点検と見直し
- ④ 組織の周知
 - ア 児童生徒及び保護者への組織の存在と役割、活動の周知

(3) いじめの防止

- ① 児童生徒・保護者に対して学校基本方針の周知を図る。
- ② 全ての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育、体験活動等の一層の充実を図る。
- ③ わかる授業の推進、全ての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫を図る。
- ④ 児童会、生徒会活動等において、児童生徒の主体的な活動の推進を図る。
- ⑤ 生徒指導研究会のいじめの防止等に向けた研究主題に沿った取組の推進を図る。
- ⑥ いじめの防止等の教職員の資質能力の向上のために、校内研修を実施する。
- ⑦ 保護者、地域住民を対象に、いじめの防止等に向け広報活動を行う。
- ⑧ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒等、配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援と周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) いじめの早期発見

- ① 「いじめに関するアンケート」（「市内統一6月、11月、2月」他）を実施する。また、アンケート実施後、校内対策委員会を開催し、情報の共有、対応方針の決定、取組の見直し等を行う。
- ② 校内の相談窓口及び別府市総合教育センターの相談電話の周知を図る。
- ③ 児童生徒が気軽に相談できる校内の教育相談体制、教育相談週間等を整備する。
- ④ 児童生徒・保護者を対象にしたいじめ等の相談活動を行うスクールカウンセラー、スクールサポーターを活用する。

(5) いじめに対する措置

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- ① いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに校内対策委員会に報告し、組織的に対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校内対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し、懲戒処分の対象となり得る。
 - ア いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、事情や心情に配慮し、その状況に応じて継続的なケアを行う。
 - イ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。
 - ウ 当該児童生徒の保護者への連絡・支援・指導を事案に応じ適切に行う。
 - エ 周囲の児童生徒及び学級・学年・学校全体への指導を、事案に応じ適切に行う。
 - オ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報は適切に記録する。
- ② いじめの状況に応じて、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向を配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- ③ いじめを認知した場合は、別府市教育委員会に迅速に報告する。同様に、いじめの指導の経過について、定期的に報告する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。「解消している」と判断した場合は、別府市教育委員会に報告する。

①いじめに係る行為が止んでいること

ア いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット

を通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は校内対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

ウ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた側、いじめを行った側の児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で「いじめの解消」の判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

(7) 関係機関との連携

① 別府市総合教育センターの相談電話の周知を図る。

② 24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談等の相談窓口について、周知や広報を行う。

③ スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関との連携を進める。

④ 医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の支援に努める。

⑤ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用する。

⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(8) インターネット上のいじめへの対応

① SNS等の利便性の裏に潜む危険性、ネット利用によるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進し、児童生徒及び保護者対象の講演会や啓発活動を行うことで、情報モラル、情報リテラシー教育の充実を図る。

② 小学校ネットトラブルの防止に向けた心がまえ「私の約束」及び中学校ネットトラブルの防止に向けた「生徒会活動」を推進する。

③ 教職員は、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の把握に努め、いじめに関わる情報の共有を図る。

④ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講ずる。また、必要に応じ、警察や地方法務局、通信事業所等と適切な連携を図る。

(9) 学校評価、教員評価、学校運営改善の実施

① いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

ア 児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標をたて、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組む。

- イ 学校基本方針に基づく取組の実施状況をアンケート等により客観的に把握し評価する。
- ② 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の活用により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、学校と地域、家庭の組織的な連携・協働を推進する。

Ⅲ 「重大事態」への対処

1 別府市教育委員会又は別府市立小中学校による調査

いじめの重大事態については、別府市基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の発生と調査

法第28条において、次のように規定されている。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、別府市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、別府市教育委員会を通じて別府市長へ、事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに別府市教育委員会に報告し、別府市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、別府市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと別府市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、別府市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、別府市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、別府市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。(例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。)

④ 調査を行うための組織

ア 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置している「校内対策委員会」を母体として、心理・福祉の関係者、PTA役員等の教職員以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が「学校いじめ調査委員会」を設置し、これが調査に当たる。

イ 別府市教育委員会が主体となって調査を行う場合

別府市教育委員会が設置している「別府市いじめ対策委員会」を招集し、これが調査に当たる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と別府市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条第1項の調査を実りあるものにするためには、別府市教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。別府市教育委員会又は学校は、「別府市いじめ対策委員会」に対して積極的に資料を提供すると共に、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分

に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、別府市教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とより適切に連携して対応に当たることが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などがある。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、別府市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、別府市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、「別府市いじめ対策委員会」で行う。その際、委員会の構成員が、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者であることに留意し、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であ

ることに留意する。

○ 学校が調査を行う場合においては、別府市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど適切な対応を行う。

○ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

⑥ その他の留意事項

法第23条及び法第24、25条において、次のように規定されている。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行う措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

法第23条第2項において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、別府市教育委員会の積極的な支援を行う。例えば、特に義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用やいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。別府市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

法第28条第2項により、別府市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、経過報告も含め、適時・適切な方法で行う。

これらの情報の提供に当たっては、別府市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、別府市教育委員会は、情報の提供の内容、方法、時期等について必要な指導及び支援を行う等、適切な対応を行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は別府市教育委員会に報告し、教育委員会は別府市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

2 調査結果の報告を受けた別府市長による再調査及び措置

(1) 再調査

法第30条において、次のように規定されている。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関

を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

上記②の報告を受けた別府市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、別府市いじめ問題調査委員会にて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

委員については、弁護士や医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家、人権擁護委員、その他市長が必要と認める者等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、別府市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を別府市教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

再調査についても、別府市教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

別府市長及び別府市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

「必要な措置」としては、別府市教育委員会においては、例えば、指導主事や総合教育センターの専門家の派遣による重点的な支援等が考えられる。

また、別府市立小中学校について再調査を行ったとき、別府市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、別府市において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を行う。

IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

別府市教育委員会は、ホームページ等において、別府市基本方針等について公表するとともに、学校における学校基本方針の策定状況を確認し、公表する。また、別府市教育委員会は、別府市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、必要な措置を講じる。

いじめ（重大事態を含む）発生時の対応 概要フロー図

